

6月は環境月間です

○問合先 環境課 (☎2144、2145)

毎年6月5日は、国連により『世界環境デー』と定められています。わが国でも、環境基本法によりこの日を『環境の日』と定め、この日を中心とする6月の1か月間を『環境月間』と位置づけ、全国各地で普及啓発活動が展開されています。皆さんもこの機会に、身のまわりの環境について、今一度考えてみましょう。



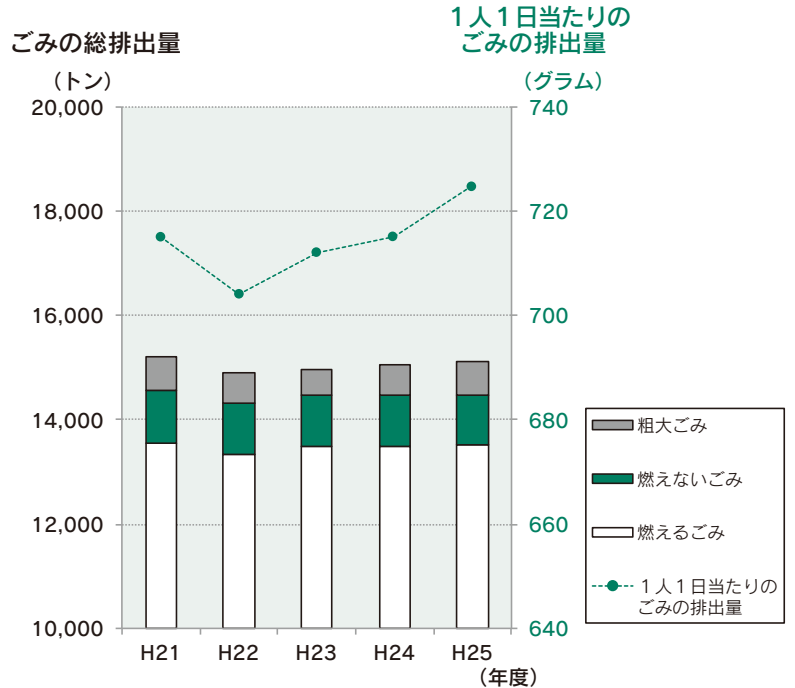
伊万里市のごみの量はどうなっているの？

平成25年度に、環境センターで処理したごみの量は年間1万5110トン（市民1人当たりの排出量は1日725グラム）でした。

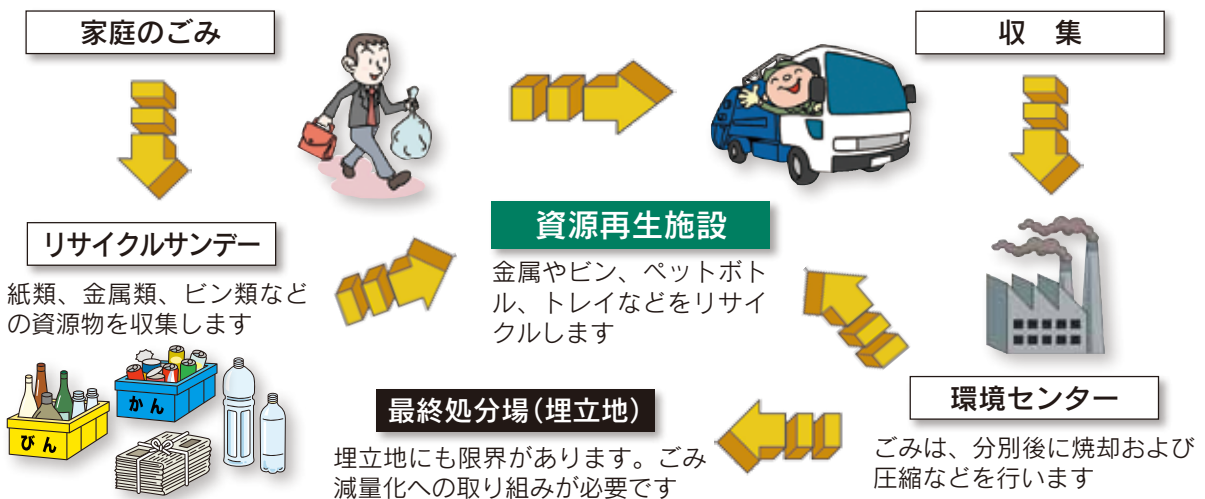
また、過去5年間のごみの量を見ると、平成23年度から増加に転じていて、今後も増加傾向が続くと見込まれます。

ごみの問題は、地球規模で議論されており、2030年に世界の人口は84億人に達し、人類の資源消費や環境負荷の規模も地球の自然再生能力の2倍になると予測されています。

次世代を担う子どもたちに自然の恵みを引き継ぐためにも、安全安心で持続可能な社会を実現することは、現代を生きる私たちに課せられた責務です。今後も、できるだけごみの量を減らし、資源の有効利用を図る『資源循環型社会』の構築をめざしていく必要があります。



伊万里市におけるごみ処分の流れ





伊万里市の環境状況はどんなの？

市では、市内の環境の状況を把握するために、年間を通じて定期的に市内の大気質や水質を調査しています。平成25年度の測定結果は次のとおりです。

大気質

市内6地点で、二酸化窒素の濃度を測定しました。

二酸化窒素は、工場や車、家庭から排出されるもので、高濃度になると呼吸器を刺激し、気管支炎や肺炎などを引き起こす、光化学オキシダントの原因物質の一つです。

測定の結果、すべての地点で環境基準を下回り、良好な状態でした。

●二酸化窒素濃度 (単位：ppm)

測定地点	測定値	環境基準
牧島公民館 (木須町)	0.003	0.060 以下
黒川公民館 (黒川町)	0.004	
松浦公民館 (松浦町)	0.003	
国見台公園 (二里町)	0.005	
二里公民館 (二里町)	0.004	
東山代公民館 (東山代町)	0.004	

大気汚染状況の電話音声案内が開始

佐賀県では、平成26年3月から、光化学オキシダントの注意報の発令状況やPM2.5の測定値、注意喚起の情報などを電話音声により案内するサービスが開始されました。

案内番号 0952-3583



光化学オキシダント (光化学スモッグ) に注意!

光化学オキシダントは、春から秋にかけての晴れた日に高濃度となる傾向にあります。注意報発令時は、不要な外出や屋外での激しい運動を控えるようにしましょう。

また、目やのどに痛みを感じるなどの症状があらわれた場合は、洗顔や洗眼、うがいなどをしてください。詳しい情報は、佐賀県のホームページを確認してください。



微小粒子状物質 (PM2.5) について

佐賀県では、PM2.5の濃度が1日平均70マイクログラム/立方メートル(国の暫定指針値)を超えると予想される場合、午前7時30分と午後0時30分をめぐり、県全域に対して注意喚起が行われます。市でも、市のホームページやケーブルテレビなどを通じてお知らせします。

不要な外出や屋外での長時間の激しい運動はできるだけ減らし、屋内でも換気や窓の開閉は必要最小限にしてください。また、呼吸器系や循環器系に疾患のある人、小児および高齢者は、比較的影響が出やすいとされていますので、体調に応じて慎重に行動してください。

水質

河川水

市内8地点で、河川の汚濁の程度を示すBOD(生物学的酸素要求量)を測定しました。

そのうち、5地点で環境基準が設定されていて、測定の結果、すべての地点で環境基準を下回り、良好な状態でした。

●河川水BOD(75%値) (単位：mg/ℓ)

河川名	測定地点	測定値	環境基準
有田川	大井手井堰 (二里町)	1.2	2.0 以下
伊万里川	六仙寺橋 (大坪町)	1.3	
松浦川	馬ノ頭堰 (松浦町)	1.0	
	井手口川合流点 (大川町)	0.9	
徳須恵川	高瀬橋 (南波多町)	1.0	

※ BOD(生物学的酸素要求量)：有機汚濁物質を微生物によって分解するときに必要とされる酸素量

※ 75%値とは、有機物による水質汚濁を示す指標であるBOD(河川水)やCOD(海水)の年間測定結果が、環境基準に適合しているかどうかを評価する際に用いられる統計値のことです。

生活排水は、河川や海を汚す原因の一つとなります。家庭で使用する油はきちんと処理し、洗剤などは適切な量を使用するようにしましょう。

海水

伊万里湾内の4地点で、海水の汚濁の程度を示すCOD(化学的酸素要求量)を測定しました。

測定の結果、2地点で環境基準を上回りましたが、直ちに環境被害につながる数値ではありませんでした。

●海水COD(75%値) (単位：mg/ℓ)

測定地点	測定値	環境基準
福田地先 (黒川町)	2.4	2.0 以下
七ツ島工業団地北側 (黒川町)	2.6	
七ツ島工業団地西側 (黒川町)	2.7	3.0 以下
七ツ島工業団地南側 (黒川町)	2.5	

※ COD(化学的酸素要求量)：有機汚濁物質を酸化剤で分解するときに必要となる酸素量



小規模受水槽水道や飲用井戸などは、適正に管理しましょう

小規模受水槽水道 について

水道事業者からの水道や専用水道からの水のみを水源とする小規模受水槽水道（受水槽の有効容量が10m³以下）の設置者は、簡易専用水道に準じて施設を管理してください。

■ 設置者による衛生管理

- ① 1年以内ごとに1回、水道施設を清掃しましょう。
- ② 定期的に施設を点検し、不備な点があれば速やかに改善しましょう。
- ③ 水の色や濁り、臭い、味などに注意し、異常があれば水質検査を受けましょう。
- ④ 供給している水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、関係者（利用者）に周知してください。

■ 水質検査

設置者は、1年以内ごとに1回、検査機関による水道施設の点検と水質検査（色や臭い、味、濁度、残留塩素の有無など）を受けましょう。

■ 給水の汚染がわかったとき

供給している水が利用者の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、関係者（利用者）に周知するとともに、環境課に相談してください。

飲用井戸など について

飲み水に利用されている井戸水や湧水、沢水などを安心して飲むためには、飲用井戸などの設置者が自らの責任で、井戸などの衛生管理を適切に行うことが必要です。井戸水や湧水、沢水などの水質は、周囲の環境変化によって悪化する場合がありますので、定期的に点検してください。

■ 飲用井戸の管理

- ① 井戸や周辺に人や動物がみだりに入らないよう、井戸のふたを施錠したり、柵を設けたりしましょう。
- ② 井戸やその周辺を定期的に点検し、清潔にしておきましょう。
- ③ 井戸を新たに設置する場合は、事前に水道法の水質基準に準じた水質検査を受け、安全を確認してから飲用しましょう。

■ 飲用井戸などの水質検査

- ① 1年に1回、検査機関による水質検査を受けましょう。
 - ② 日ごろから、水の色や濁り、臭い、味などに気を付けて、異常があれば必要な水質検査を受けましょう。
- ※ 市では水質検査を行っていません。検査機関を紹介しますので、直接依頼してください。

■ 飲用井戸などの汚染が分かったとき

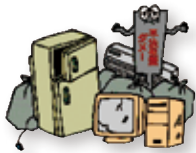
飲用井戸などの近辺で薬品の漏えいがあるなど、水を利用する人の健康に害を及ぼす恐れがあることを知ったとき、または水質検査により水道法の水質基準を超える汚染が判明したときは、直ちに使用をやめ、利用者に連絡するとともに、市環境課に相談してください。



住みよい環境を保つためにマナーを守りましょう

市民の皆さんの環境保全への意識の高まりにより、ごみの減量化や資源化に向けた取り組みが広がっています。しかし、その一方で、ごみの不適切な処理やマナーを守らない行為も見受けられます。美しい自然を守るためにも、次のことを守りましょう。

■ 不法投棄は犯罪です



一部の心無い人たちによるごみの不法投棄が後を絶ちません。市でも監視カメラを設置したり、パトロールなどを実施していますが、投棄現場を目撃した人は、日時や場所、車両の特徴などを警察または市役所に連絡してください。

地権者は、不法投棄をされないように除草や車の進入防止対策を行いましょう。また、自分の土地であっても、ごみの投棄は禁止されています。

■ 野外焼却は禁止されています



家庭や事業所から出たごみは、その種類にかかわらず、野外での焼却が禁止されています(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2)。野外焼却は、ダイオキシン類などの発生により大気汚染の原因となるほか、煙や悪臭、飛灰など近隣の住民の生活に迷惑をかけるので、絶対にやめてください。

ごみを処理する場合は、一般家庭であれば収集日にごみ集積所へ出し、事業所であれば業者に委託してください。

できることから始めてみましょう

環境保全のために取り組もうと頑張りすぎても、最初はなかなか長続きしないものです。まずは簡単なことや自分にできることから始めてみましょう。

マイバッグ運動

『マイバッグ運動』は、買い物をするとき、スーパーなどの小売店が渡すレジ袋を使用せずに、持参した買い物袋やバッグを使おうという運動です。一人ひとりが簡単に実行できる最も身近な運動として知られています。

6月は、買い物袋持参運動の強調月間でもあります。レジ袋を断ることは、ごみの減量や資源の節約、ひいては地球温暖化防止に役立つ取り組みの第一歩です。

今日から気軽に始めてみませんか。



リサイクルサンデー

市では、家庭から排出される資源ごみの分別回収を進めるために『リサイクルサンデー』を実施しています。

平成25年度は、各行政区や子ども会など180団体が取り組み、1年間に回収された資源ごみの量は1,138トでした。



《回収品目は7種類》

▷ 紙類 (①新聞紙②段ボール③雑誌ほか)

▷ 缶類 (④アルミ⑤スチール) ▷ 瓶類 (⑥一升瓶⑦ビール瓶)

《ごみとして捨てていませんか。次のような紙類も回収できます》

ポスター、カレンダー、包装紙、紙袋、お菓子の箱、蛍光灯の入っていた箱、紙製のファイル、ノート、ティッシュの箱、封筒、ハガキ、ラップ・トイレトペーパーの芯

※細かなものは紙袋に入れてこぼれないようにしましょう。

※紙類を縛るときは、できるだけ紙紐かみひもを使用してください。